県推進取組について

農林水産部流通販売課

１．支援対象の要件

○県推進取組に係る対象活動のどちらか一つに取り組んでいること
（２.対象活動参照）
○上記以外の要件は、環境保全型農業直接支払交付金の要件に準ずる

（参考）
（１）農業振興地域内、生産緑地地区内の農地で、化学肥料と農薬を５割以上低減して栽培していること
※県推進取組と（１）は、同一圃場で実施する必要があります。
（２）環境負荷低減のチェックシートの取組を実施していること
環境負荷低減のチェックシートの取組とは、環境負荷低減や農作業安全に関する持続可能な農業生産に向けて実施すべき取組を実施することです。
（３）GAP指導員等による指導または研修等を受講していること
指導または研修等を受講したことが分かる書類の提出が必要です。
※（２）と（３）は、民間の第三者認証等（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP等）を取得している場合、当該認証の写しを提出することで、省略することができます。

２．対象活動

（１）カバークロップ（追加補助）（交付単価：１，７００円/１０a）
対象作物：全作物

令和６年度末時点にて主作物の収穫とカバークロップの取組が終了している場合、全国共通取組のカバークロップの取組（6,000円/10a）と合わせて7,700円/10a（6,000円＋1,700円）の交付金を受け取ることができます。

▼主なチェック項目

・主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップを作付けすること

・品質の確保された種子を標準播種量以上播種していること

・適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元すること

・令和6年度末時点にて主作物の収穫とカバークロップの取組が終了していること

（２）堆肥の施用（施用量少）（交付単価：６，６００円/１０a）
対象作物：水稲

▼主なチェック項目

・水稲の栽培期間の前後のいずれかに鶏ふん堆肥を施用すること

・腐熟した鶏ふん堆肥を使用すること

・１０アール当たり１５０kg以上、１t未満の鶏ふん堆肥を施用すること

・土壌診断を実施した上で、施肥管理計画を策定

新規メニュー

		堆肥の施用量(10a当たり)	
		150kg以上1t未満	1t以上
C/N比	10未満	県単	
	10以上		国庫

３．令和６年度　県推進取組の対象となる取組

県推進取組対象有無	R5年度	R6年度	R7年度	
○（対象）	堆肥の施用 → 水稲（５割低減） カバークロップ（れんげ） → 水稲（５割低減）			計画提出　R5年度6月末 交付金支払　R6年度
○（対象）		水稲（５割低減） → 堆肥の施用 水稲（５割低減） → カバークロップ（れんげ）		計画提出　R6年度6月末 交付金支払　R6年度
×（対象外）		堆肥の施用 → 水稲（５割低減） カバークロップ（れんげ） → 水稲（５割低減）		計画提出　R6年度6月末 交付金支払　R7年度

令和７年度にまたぐ取組は対象になりませんのでご注意下さい。